

平成28年度

教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行状況についての点検及び評価
～外部評価委員コメント～
(平成27年度対象)

築上町教育委員会

目 次

	ページ
築上町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検並びに評価の概要	1 ～ 2
I 教育委員会の活動状況について	3
1 教育委員会の活動	3
(1)教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関する事	3
2 教育委員会が管理・執行する事務	
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事	4
(2)教育予算その他の議決を経るべき議案の原案の決定に関する事	4
(3)学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事	4
(4)教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関する事	5
(5)県費負担教職員の人事の内申に関する事	5
(6)教科用図書の採択の決定に関する事	5
(7)文化財の指定、保存、活用に関する事	5
II 教育施策の推進状況について	6
1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	6
(1)確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関する事	6 ～ 7
(2)豊かな人間性や志をもってたくましく生きる力を養う教育の推進に関する事	8 ～ 14
(3)生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関する事	14 ～ 19
(4)特色ある町民文化の創造に関する事	19 ～ 20
(5)いきいきとしたスポーツクラブの創造に関する事	20 ～ 22
(6)人権尊重精神を育成する教育の推進に関する事	22
[総評]	23 ～ 24

築上町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の概要

1 教育委員会評価について

教育委員会は、首長から独立した合議制の組織であり、同委員会が自ら立てた教育行政の基本方針に基づき、教育に係る広範かつ専門的な事務が確実に実施され、かつ充実を図ることが求められています。

平成 20 年 4 月から施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会（厚生文教常任委員会）に提出するとともに、公表します。

評価については、築上町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）事務局に「教育委員会評価検討委員会」を設置し、その評価対象や評価方法等について議論を重ね、各課係において教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検及び評価のための資料整理を行い、「教育委員会評価検討委員会」において自己評価を行いました。その後、学識経験を有する方を委員とする「町教育委員会外部評価委員会」を設置し、評価及び意見をいただきました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

- | |
|---|
| <p>第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項）の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。</p> |
|---|

2 評価の対象

評価を基に、「町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」としてまとめました。

評価の対象は、平成 27 年度中の町教育委員会としての活動及びその権限に属する事務執行分です。また、評価は、平成 27 年度築上町教育行政方針に基づき実施した事業項目毎に設定しました。

3 外部評価の概要

平成 27 年度の評価については、町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を「町教育委員会外部評価委員会の意見」として掲載しています。

4 評価の詳細 別紙、各シートのとおり

各シートに「評価項目」を設定し、各項目に対する点検・評価について、自己評価と外部評価委員会による評価を行いました。また、評価判断基準については、A（期待以上）、B（期待どおり）、C（やや下回る）、D（期待以下）に分けて評価を行いました。

尚、A（期待以上）以下については、《 課題、今後の対応 》にて検討していきます。

※評価不可能な評価項目については、横線で表記しました。

5 評価対象期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

I 教育委員会の活動状況について

1 教育委員会の活動

評価項目	点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
			評価	評価委員コメント
(1)教育行政の運営に関する基本方針の決定及び教育委員会の活動に関すること	○教育委員会を13回(臨時含む)実施し、教育行政に関する重要事項等について、適時適切かつ慎重に論議を行うことに努めた。 ○学力向上推進のための学校訪問(10校)・要請学校訪問(西角田小、葛城小、築城中)では、授業・施設等の参観及び協議等を通して学校の実態を把握することにより、問題や課題等の解決を指導支援することができた。 ○会議以外の活動として、学校行事をはじめ各種行事や研修会への積極的な出席に努めた。そして、教育現場の実態把握や関係者との懇談・情報交換を行い、地域の実情に応じた施策を展開できるよう情報収集を行った。 ○町教育行政の基本方針である『築上町の教育施策』を定めるとともに、教育委員としての資質向上のため、講演会等を企画し、教員も積極的に参加することができた。また、全国市町村教育委員会研究協議会(奈良市)・県教委等の研修会にも参加した。 ○築城中学校の校舎建て替えに関して、必要な事項を協議するため築城中学校建替準備協議会を4回開催し、意見等を頂き、基本設計及び実施設計に取り入れた。	A	A	○児童・生徒は、学校・家庭で育てられると同時に第三者(外部)の方の新鮮な目で指導を受けたり評価されたりする事も必要である。 ○良いところは、大いに褒め、認める場をすることで自己有用感を育んでいただきたい。 ○築城中学校の校舎建て替えについては、学校生活環境の変化を最小限に抑え、生徒が落ち着いて勉強できるよう、生徒や教師の声を聞いて、行政でサポートできるようお願いしたい。 ○教育委員会での審議内容の議事録等、人権に配慮しつつ議事、報告、協議事項等の公開をしていただきたい。 ○町民が関心を寄せる教育問題に答えるために、今後も町民の様々なニーズを汲み取って情報発信に努め、対処していただきたい。同時に、各学校での様々な取り組みと児童生徒の様子を、今まで以上に情報発信する工夫をしていただきたい。

2 教育委員会が管理・執行する事務

評価項目	点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
			評価	評価委員コメント
(1) 教育委員会規則等の制定又は改廃に関する事	・ 築上町中学校体育大会等出場補助金交付要綱を制定 ・ 築上町教育委員会の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施に関する規則を制定 ・ 築上町教育委員会外部評価委員会の設置に関する規則を制定 ・ 築上町学習等供用施設条例施行規則を制定 ・ 築上町文化会館（コマーレ）条例施行規則の一部を改正 ・ 築上町公民館条例施行規則の一部を改正 ・ 築上町コミュニティセンター運営審議会設置要綱を制定	A	A	
(2) 教育予算その他の議決を経るべき議案の原案決定に関する事	○予算その他議会の議決を経るべき議案の原案を決定する。 ・ 築上町図書館条例の一部改正 ・ 築上町旧蔵内邸条例の一部改正 ・ 築上町学習等供用施設条例の一部改正 ・ 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部改正	A	A	
(3) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関する事	○特記事項なし	—	—	

評価項目	点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
			評価	評価委員コメント
(4) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任命その他の人事に関する事	○教育委員会事務局員を任免した。 ○築上町奨学金運営審議会委員を任免した。 ○小中学校評議員を任免した。 ○築城中学校建替準備協議会委員を任免した。 ○町雇用の嘱託・臨時職員を町広報誌で公募し、書類や面接等を通して、下記の職員を採用することができた。 (指導主事 1 名、図書司書 2 名、学校事務員 4 名、給食調理員嘱託 12 名、臨時職員 4 名、用務員 10 名、介護員 4 名、英語指導員 2 名、パソコン指導員 1 名、常勤講師 13 名、非常勤講師 1 名、適応指導教室指導員 2 名、地域活動指導員 3 名、コミュニティセンター事務員 1 名、中央公民館事務員 1 名、図書館業務員 2 名、文化財整理作業員 2 名、体育施設受付事務員 1 名、体育施設等管理員 1 名、体育施設等受付軽作業員 1 名、体育施設等軽作業員 2 名)	A	A	
(5) 県費負担教職員の人事の内申に関する事	○京築教育事務所管内の教育長会議での連絡事項や協議内容等を確認するとともに、県費負担教職員の人事の内申を行った。 県費教職員 134 名、県費講師 23 名	A	A	
(6) 教科用図書の採択の決定に関する事	○『教科用図書調査研究協議会』の答申及び「第 14 地区教科用図書採択協議会」の協議を受け、平成 28 年度から使用する中学校教科用図書を採択した。	A	A	
(7) 文化財の指定、保存、活用に関する事	○特記事項なし	—	—	

II 教育施策の推進状況について

1 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
1) 確かな学力を育み、個性や能力を伸ばす学校教育の充実に関すること	1 確かな学力向上のための取組の推進	○確かな学力向上の基盤となる、基礎・基本の確実な定着を図るための取組みを推進した。 ①各学校において「学力向上プラン」の確実な実施及び検証を行った。 ・全国学力・学習状況調査及び福岡県学力調査並びにCRT検査・ハイパーQUの結果分析を的確に行い、学力向上プランの見直し及び改善を図ることができた。 ・夏季に全教職員を対象として、講師を招いて学力向上研修会を開催し、教職員の意識を高めることができた。 ・教育委員会による全校の学校訪問を行い、学力向上プランの実施状況を確認した。 ②児童生徒の実態を詳細に把握し、学力実態調査事業を実施した。 ・児童生徒の学級満足度や学校生活意欲などの実態把握を行うために、CRT検査とリンクさせたハイパーQUを行い、その結果分析をもとに、児童生徒に対する確に指導することができた。 ③長期休業中の補充教室を実施したことにより、学力向上の取組を行った。 ・夏季休業期間に、学力強化講座を3日間以上実施し、習熟度別学習により基礎学力の定着と活用力育成の取組を推進することができた。	A	A	○児童生徒の学力向上のための対応努力の成果が見え始めていることは評価できることである。 ○確かな学力向上のためにも授業日数、授業時数を確保すると共に、今後も継続して補充教室の実施をしていただきたい。また、土曜授業について町民の声を聞きながら、検討をしていただきたい。

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
		④小中連携教育の推進を図る取組みを行った。 ・中学校区での小中連携推進委員会を開催し、小学校と中学校の行事や授業の交流を実施、連携の推進を図ることに努めた。 ・「未来を拓く築上町の教育ビジョン」「築上町小中一貫（連携）教育の推進について」のリーフレットを配布し推進を図った。 《課題・今後の対応》 ・教職員の資質能力の向上を図ると共に小中連携のあり方を協議する「築上町学力向上・小中連携研修会」を実施する。 ・小小、小中の行事交流や出前授業を具体的に実施する。	C	C	○生徒が夢と希望を持って高校へ進学できるよう、中高の行事交流や出前授業について、積極的な関わりをしていただきたい。
	2 個性や能力を伸ばす教育の充実	○個に応じた指導のための指導方法や指導体制の工夫・改善を行うとともに、個々の能力を引き出すキャリア教育活動の推進を図った。 ①少人数指導や習熟度別指導を推進することができた。 ・県費加配教員及び町雇用教員と担任による TT 指導を行い、個の能力を引き出し、児童生徒が自ら力をつけるために、個に応じたきめ細かな指導を推進した。 ②情報機器を利用した ICT 教育を推進することができた。 ・パソコンリースの更新に際し、従来のパソコン教室だけでなく普通教室においても ICT 教育が行えるために、電子黒板内臓プロセクター、書画カメラ、タブレット等の配置を平成 26 年度に完了し、又、平成 27 年度から使用する小学校教科用図書の教員用指導書をデジタル化した指導書の導入を図った。さらに、小学校と同様に平成 28 年度から使用する教員用指導書のデジタル化を図り生徒たちに受け入れられ易いビジュアル的な授業の推進を図る ICT 教育の充実に努めることができた。	A	A	○築上町の教員が、積極的に ICT 教育を自教室で行っていきこうという気運を高めるためにも、教員の ICT 教育のための研修を積極的に行っていただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
(2) 豊かな人間性や志をもつてたくましく生きる力を養う教育の推進に関すること	1 道徳性を養う心の教育の充実	○他人を思いやる心、公共のためになることを大切にする心を身につけることができるよう、教育活動全体を通じて道徳性を養う教育を推進することに努めた。 ①基本的な生活習慣、規範意識等の重点化を図った。 ・「家庭学習の手引き」に生活習慣及び規範意識向上の内容を盛り込んだパンフレットを家庭に配布して、生活習慣及び規範意識の向上に努めた。 ②「心のノート」の活用推進を図ることができた。 ・道徳教育用の教材である「心のノート」を活用して、道徳の時間をはじめ学校の教育活動全体を通じて、また家庭や地域においても活用できるよう学校に対して指導を行った。 《課題・今後の対応》 ・「心のノート」を改訂した「私たちの道徳」の活用推進が図られるよう各学校に指導を行う。 ・あいさつ、礼儀及び授業規律の徹底を図る。	B	B	○実生活の中で生きて働く道徳的実践力を育むためには、学校だけでなく、家庭や地域と連携しながら進めていくことが必要であり、継続した取り組みをお願いしたい。 ○学校での道徳の授業の積極的な公開をしていただきたい。
	2 特別支援教育の改善・充実	○インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある児童生徒の教育ニーズに応じた適切な指導や必要な支援、特別支援教育の改善、充実を図った。 ①特別支援学級設置校への教育環境の整備及び支援体制の充実を図ることができた。 ・教育環境整備については、前年度までに整備が完了し、支援体制については、今年度も引続き町費雇用の支援講師 7 名と介護員 4 名を採用して、支援体制の充実を図った。 ②小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室における指導の充実が図られた。 ・特別支援学級及び通級指導教室について紹介した、「生きる力を育むために」のパンフレットを平成 26 年度に全保護者に配布し、平成 27 年度からは小中学校	A	A	○支援が必要な児童生徒のために障害に合わせて支援員が配置され有効に活用されていることを評価する。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		新1年生保護者対象に配布し、特別支援教育の正しい理解と適切な支援を得る取り組みを行った。 ③特別支援教育推進のための研修及び相談事業の充実が図られた。 ・発達障害を含む全ての障害のある児童生徒に対する支援を、外部専門家による巡回相談で指導助言を受け、個々の支援を図ることができた。 ・町雇用の特別支援講師及び介護員を対象とした研修会を実施し、指導力量の向上を図ることに努めた。			○支援効果を上げるために研修の機会を多く持ち、支援員の資質を高め今後も適切な支援を継続していただきたい。
	3食育の推進	○生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることをめざし、児童生徒一人ひとりが正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、給食活動を通じて豊かな心を育成する食育の充実を図った。 ①食に関する指導の充実が図られた。 ・各学校において、保健・給食、放送委員会が、毎日の給食時間に校内放送をし、「食育月間」の趣旨やその日の給食メニューや築上産食材及びその栄養等について知らせ、「バランスのとれた食事」の大切さについて学習する場とすることができた。 ②自校炊飯による米飯給食完全週5日の実施が継続された。 ・米飯給食週5日は、平成19年度の八津田小学校から始まり毎年数校が順次開始して、最終年度の平成23年度に椎田中・築城中学校の実施をもって、町内小中学校全てが自校による米飯給食となることができた。 ③食育推進のための関係機関や地域ボランティアの積極的な活用が図られた。 ・各学校において取組む食育に関する事業は、町内関係団体代表で組織する築上町食育推進協議会と連携して実施した。 ・本町独自のし尿を原料とした液状堆肥を使った自然生態系農業を、JA・生産者の協力のもと、田畑において行なう授業や液肥利用農家等関係者との交流	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		給食を行うことで、子どもたちに安全・安心な農産物の大切さを実感させることができた。 ④「弁当の日」の取組みの推進が図られた。 ・「弁当の日」の取組みについては、各学校において決められたものを年2回程度行われた。内容は、「弁当の日」を定着させるために、町栄養師による PTA 総会での説明会及び要請学校への出前授業、あるいは小中学校に向けた調理実習などを実施し、子供たちには食育の大切さを実感させることができた。			○非常に良い取り組みであり、益々発展させていただきたい。
	4 いじめ・不登校問題等の解決に向けた体制の充実	○社会性や対人関係能力の育成を図るとともに、いじめ・不登校の未然防止や早期対応に向け、一人ひとりに応じたきめ細かな指導や相談の充実を図った。 ①学校・適応指導教室での指導の充実が図られた。 ・適応指導教室（あおぞら教室）は、不登校及び不登校傾向の児童生徒の適応指導を行い、もって、学校生活及び社会生活への復帰を図ることを目的として設置されている。いわゆる、学校環境になじめない子どもたちと学校をつなぐ場とし、子どもたちの居場所作りに努め、教育関係者で構成する運営委員会の方針に基づき指導を行った。指導員 2 名、在籍者 6 名 ②スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用の充実が図られた。 ・スクールカウンセラー2 名、スクールソーシャルワーカー1 名で、児童生徒、保護者等に対してカウンセラー等の心の相談事業を行った。 《課題・今後の対応》 ・適応指導教室と学校とが連携を密にし、児童生徒の一刻も早い学校復帰が図られるようさらに指導を充実させる。	B	B	○ソーシャルワーカーがどのような活動をされているのか、情報公開をしていただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員	
				評価	評価委員コメント
	5家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実	○学校・関係機関・団体との連携を強化し、家庭・地域の教育力を高める支援体制の充実を図ることに努めた。 ①築上町教育委員会指定・委嘱の研究発表会を実施した。 ・学力の向上及び教職員の資質向上や保護者・地域住民・関係機関等に対しての学校の説明責任を果たす目的で、2校が教育研究指定事業の公開授業等を行った。 ②「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進が図られた。 ・町教育委員会が作成した「家庭学習の手引き」に、「学習時間のめやす」「学力アップは規則正しい生活から」「学習の大切なポイント」の実例を紹介して「早寝・早起き・朝ごはん」の提唱を図った。 ③土曜授業の推進が図られた。 ・教育力を高める目的で、全校において土曜授業（年1～2回）を実施することができた。主な内容としては、小学校では「6年生を送る会」、中学校では、「文化発表会」等で、多くの地域の人たちや保護者に対し、学校教育への理解を得る場とした。 《課題・今後の対応》 ・家族間の対話や家庭学習の時間を確保するため、築上町教育委員会として携帯電話、スマートフォン等の使用の制限をするパンフレットを作成し、全家庭に配布する。 ・学校と保護者、地域各団体との連携を密にするため、コミュニティ・スクールの創設を図る。	C	C	○家庭での対話は大切なので、「ノースマホデー」などの取り組みをお願いしたい。 ○コミュニティスクールの早期実現に取り組んでいただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員	
				評価	評価委員コメント
	6 安全・安心な学校づくりの推進	○安全で快適な学校生活が送れるよう、施設の整備や地域並びに関係機関と連携した学校内外の安全体制の整備・充実を図った。 ①施設の改造、改修等による計画的な整備が行われた。 ・老朽化した築城中学校を建替える計画において、築城中学校建替準備協議会を平成27年2月に立ち上げ。今年度は、基本設計及び実施設計の内容等の協議を行い、防衛省（九州防衛局）に計画書・設計書を提出する事ができた。委員16名、4回開催 ・学校施設の改修等を行い教育環境の整備を図った。 築城小学校給食室調理室増築工事、下城井小学校プール改築工事、築城小学校駐車場舗装工事、椎田小学校ほか2校遊具設置工事など。 ・上記の学校施設整備工事を行うために、設計業務及び監理業務委託も行った。 ・学校の環境整備及び給食施設整備のため備品等を購入した。 ②通学の安全のための地域ボランティアの活用が図られた。 ・自治会長会などの会議において、地域の人たちが子どもの登下校時に合わせて散歩していただき、子どもの安全確保に協力していただくお願いをしてきた。 ③築上町奨学金制度を実施することができた。 ・有能な学生で経済的理由により就学困難な者に対して、学資の貸付をもって有為な人材を育成する目的で、町独自の奨学金制度を設けているが、今年度は3人（1,620千円）の貸付を行った。 ④児童生徒の就学援助制度を実施することができた。 ・私立幼稚園児の保護者が、経済的理由により入園料及び保育料の納入が困難と認められる者に対して、入園料及び保育料の一部を補助した。（園児113人）	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員	
				評価	評価委員コメント
		・児童生徒の保護者に対しては、学用品・校外活動・給食費・医療費等の必要な経費の援助を行った。(要保護児童生徒 77 人、準要保護児童生徒 193 人、特別支援教育就学奨励 6 人)			
	7 地域に開かれた学校づくりの推進	○家庭や地域との連携・協力による学校づくりの推進が図られた。 ①学校評価システムを活用することに努めた。 ・学校関係者評価委員から評価された学校評価書をもとに、適切な学校運営の指導を行うことができた。 ②学校評議員等を活用した学校運営の推進が図られた。 ・活力ある教育活動の実施及び学校と家庭・地域社会との望ましい連携のあり方など、校長が行う運営等の教育活動に対して助言を受けるため、今年度も地元住民の方に学校評議員の委嘱状を交付した。学校評議員 41 名 ③地域の人材活用をとおしてふさと教育の推進が図られた。 ④学校施設の開放促進が図られた。 ・ 地域住民が行うスポーツ活動及び文化交流支援のために、学校施設の使用申し込みに対し、学校と地域住民との交流促進を目的とした学校施設の開放に努めた。 《課題・今後の対応》 ・ 今後さらに地域との連携・協力する学校運営の推進を図るために「学校運営協議会制度」について検討する。 ・ 地域人材リストを作成し、活用したい。	B	B	
	8 健やかな心身を育む健康教育の充実	○薬物乱用等、健康に関する課題に対応した健康教育の充実に努めた。 ①薬物乱用防止教育についての研修の充実が図られた。 ・校長会において、福岡県薬物乱用防止講師団の川崎氏から薬物乱用防止教育の必要性などの説明を受け、併せて日本公衆電話会作成の小学生を対象とした	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメント
		社会の一員としてのルール・マナーを書いた「子ども手帳」の贈呈も受けた。 ②アナフィラキシー症候群等のアレルギー疾患への適切な対応策の実習を含む研修会を実施した。 ・学校給食における食物アレルギー症状に応じた適切な対応策として、小中教職員及び保護者を対象として「緊急時におけるシュミレーションを取り入れたエピペン実習」を行い、参加者の共通認識を図ることができた。			
(3) 生涯学習社会の実現をめざす社会教育の推進に関すること	1 社会教育の体制の充実	○生涯学習の定着及び振興に努めた。 ①社会教育の推進に係る会議を開催し、町から社会教育事業の報告及び計画、並びに社会教育関係団体等への補助金交付状況の精査、今後の社会教育の推進への助言を受けた。また、社会教育の一環としてコミュニケーションツールでもある「ふれあい囲碁」の導入について調査・研究し、今後、本町においても势力的に普及することとなり、コミュニケーション向上の効果が期待できる。 ②各社会教育関係団体に補助金の交付を行った。 ・社会教育活動を行う団体に対し活動補助金を交付することにより、継続的かつ、安定的な組織運営が図られた。 《課題・今後の対応》 ・社会教育事業について、学校への広報活動を強化する。	B	B	
	2 青少年健全育成の充実	○町内各種団体と共同し、現代の青少年の取り巻く環境における問題点や課題点を把握し、次代を担う青少年の健全育成を目的に、様々な視点から青少年にアプローチする事業展開が図られた。 ①築上町青少年育成町民会議では、青少年健全育成を理念に定期的な会議や少年補導員と連携し、青少年の夜間における深夜徘徊や非行を未然に防止する	B	B	

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
		ことを目的に、夜間巡回指導の定期的実施や、町内各種イベントでは豊前警察署と共に会場内での巡回を実施した。また、家庭教育の一環として保護者を対象に「子育て講演会」を開催し、子どもへの理解や子育てへの支援を図ることができた。 ②築上町子ども会育成連絡協議会では、年間を通じ様々な事業を展開し青少年の健全育成に大きく貢献できた。 ③築上町ジュニアリーダークラブでは、主に子ども会を卒業した中学生、高校生が自主的に加入し、町子ども会への事業支援や児童館祭り等に参加した。また、町外研修として先進的なジュニアリーダークラブとの交流にて学んだことから、主体的にクラブ運営を行うことで、目標設定や責任感、協調性等の重要性を学ぶことができた。 ④築上町通学合宿実行委員会では、小学５・６年生を対象に６泊７日の日程で、子どもたちが家庭から離れ生活することで自主性・協調性・生きる力を養うことができた。 築城・下城井・上城井校区…ソピア 椎田校区…中央公民館 葛城校区…岩丸生涯学習センター 西角田・小原校区…福間学習等供用施設 《課題・今後の対応》 ・築城、葛城校区の通学合宿参加児童の増加を図る。			○通学合宿については、保護者に向けてアンケートを実施する中で、問題点を改善しつつ、参加児童の増加に取り組んでいただきたい。

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
	3 芸術・文化事業の充実	○芸術・文化事業を開催したことにより、広く町民に芸術・文化の素晴らしさを体験する機会の提供を行った。 ①築上町文化会館（コマーレ）にて芸術公演事業 ②「オクーンアンサンブルクラシックコンサート」を開催し、一流の音楽を直接聴くことで芸術分野の素晴らしさを体験できる場となることができた。 ③日常的に芸術・文化活動を行っている個人・団体に対し、日頃の成果を発表する場を提供する「町民主催事業」を実施することで、広く芸術・文化活動を支援することができた。	A	A	
	4 社会教育施設の整備	○生涯学習の拠点であり、自治会にて管理運営する町内社会教育施設（学習等供用施設・集会所）の改修を行うことで、施設利用者の利便性の向上を図ることに努めた。 ①国庫補助金（防衛施設周辺民生安定事業）を活用し、学習等供用施設の大規模改修（建具・内装・空調復旧、バリアフリー化、太陽光パネル設置）を行った。 ・ 2 施設（下別府、東築城学習等供用施設）の大規模改修 ②自治会が築上町学習等供用施設補助金及び集会所補助金を活用し、施設の改修を行い継続的な管理を図ることができた。 ・ 3 施設（湊、岩丸、広末学習等供用施設） ③町単独事業にて老朽化が著しい学習等供用施設の改修工事を行い、今後長年に渡り施設の維持ができることとなった。 ・ 2 施設（南別府、椎田学習等供用施設）	A	A	

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメン
	5 図書館の充実 と読書習慣の定着	○図書館サービスの向上に努めた。 ①利用者ニーズの把握に努め、求める資料の提供を行った。 ・利用者ニーズに対応し、リクエスト購入 134 件、県内図書館からの借受 119 件、予約受付 294 件を行い、利用者の求める資料の提供を行った。 ②図書館業務員への司書資格所持者の配置を行った。 ・図書館業務員について、一般公募により採用した司書資格保有者 2 名の継続配置（2 年目）を行い、窓口業務全般（貸出・返却・検索・レファレンス・蔵書管理など）の業務スキルがアップし、利用者サービスの向上に寄与した。 ○読書習慣の定着に向けた取組を行った。 ①ブックスタート事業の継続的实施を行い、読書習慣の定着に向けての啓発活動を実施した。 ・ブックスタートボランティアの協力の下、毎月 1 回の 4 ヶ月児健診時に、保護者や 4 ヶ月児を対象にブックスタート事業を実施し、家庭での読み聞かせの大切さやその仕方、絵本や子育て支援事業の紹介、絵本のプレゼントなどを行い、乳児期からの読書習慣定着に向けての啓発活動を行った。 ②小・中規模小学校 6 校へ読書活動支援の学級文庫の特別貸出を行った。 ・比較的に学校図書館の蔵書数が少ない小・中規模小学校（八津田、葛城、小原、西角田、下城井、上城井）の各小学校へ毎学期 250 冊（上城井は 100 冊）の特別貸出（選書・配布・回収・返却・貸出作業は図書館、学級内配本・管理は学校）を行い、年間 4,050 冊の本を提供した。これにより、学級内での読書活動が活性化され、児童の本に触れ合う機会が増えたと思われる。 ③子ども読書推進計画の策定 子どもたちの「活字離れ・言葉の乱れ」を克服するために計画書を策定し、子どもたちが自主的に読書活動を行い、自由で楽しい読書の推進方針を確立することに努めた。	C	C	○図書館サービス向上のためのアンケートを町民に対して行っていただきたい。町民の需要にあった取り組みができるような図書館運営を行っていただきたい。 ○児童生徒に対して、町独自の読書感想文・画コンクールを実施し、図書館で展示するなど、読書意欲を高める企画を行っていただきたい。 ○より人が集まるためにも、図書館を始めとした公共施設のフリー wifi の実現に取り組んでいただきたい。

評 価 項 目		点 検 ・ 評 価	自己評価	外 部 評 価 委 員 会	
				評価	評価委員コメン
		《課題・今後の対応》 ・学校図書館司書と連携をとりながら、資質能力向上のための研究会を企画する。特に読み聞かせや魅力ある図書館づくりのノウハウを学ばせたい。 ・「子どもの読書活動充実事業」家読りレーを推進する。			○「子どもの読書活動の推進に関する法律」の施行もあり、また生涯学習の点からも、教育委員会の重点施策として、予算充実を含め図書館サービス事業に力を入れていただきたい。また、学校への貸し出しだけでなく、スクールバス等を利用して、児童が図書館を訪れ教室に必要な図書の貸し出しを自ら選定するなどの活動を行うなどの新たな企画を考案していただきたい。

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
	6 公民館活動の充実	○町民大学各種講座15講座を中央公民館・ソピアで開設することにより町民の身近な学習の場の提供で人と人の交流を推進し、生きがいを推進することができた。また、町民文化祭の開催により、多くの町民が文化活動の発表の場、並びに人づくりの拠点として、さらなる充実を図ることができた。 《課題・今後の対応》 ・施設設備について、不自由な面の改善を図る。 ・参加者の増加に努める。	B	B	○少人数であっても、さらに講座を増やすことが可能であれば、多様な講座の開催を検討していただきたい。
4) 特色ある町民文化の創造に関すること	1 文化財保護の充実	①埋蔵文化財調査事業の推進により、文化財への理解醸成が図られた。 ・町内の各種開発に伴う試掘確認調査の円滑な実施に努めた。 ②船迫窯跡保存整備事業(国庫補助事業)の実施により、史跡公園の有効活用が益々図られるようになった。 ・H22年度からの継続事業で、平成27年度は茶臼山地区樹林整理業務と説明看板・溜池周囲木柵改修を行った。説明看板には新たにイラストを加え、一般に分かりやすいように装いを改めた。 ③本庄の大楠保護事業の実施により、町民による町のシンボルツリーへの愛着と理解が益々深まった。 ・クスサン防除のための消毒を実施した。 ④蔵内氏庭園が国名勝に指定されたことにより、全国的に注目度が増した。 また、文化財活用と両立が的確に実施できた。 ・旧蔵内邸周辺（貴船神社・参道・三子銅像広場）の国名勝追加指定に向けた調査を実施し、改めて旧蔵内邸の歴史的・景観的重要性が再確認された。	A	A	
	2 文化財普及活動の充実	①旧蔵内邸に現存する最古級の金唐革紙を活用する取組み（企画展示・ワークショップの開催）が図られた。 ②各民俗芸能団体等の伝承活動の支援を行った。	A	A	

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
		・県指定3件、町指定8件を含む13団体に対して運営に係る補助金を交付すると同時に必要に応じて適切な指導、助言等を行った。 ③史跡船迫窯跡公園における各種体験学習・特別展示等を実施した。 ④史跡船迫窯跡公園開園10周年事業を実施した。 ・展示パネルと覗き型展示ケースの新調により、来館者の文化財に対する興味と理解促進を図った。 ・こどもの日のイベント開催や秋の企画展の開催により、文化財に対する愛着増進が図られた。 ⑤歴史民俗資料館における小学校等の見学会を実施した。 ⑥宇都宮氏に係る歴史・関連史跡啓発の取組みを行った。 ・書籍『豊前宇都宮氏歴史資料集』を刊行した。 ・書籍の刊行により、豊前宇都宮氏に係る理解促進を図り、郷土への愛着を深めるとともに、本町のPRおよび文化財の普及・啓発に努めた。 ⑦文化財を愛する心を育むため、町民による文化財清掃ボランティア活動を実施した。			
5) いきいきとしたスポーツクラブの創造に関すること	1 生涯スポーツの振興	○生涯スポーツ事業を学校及び各種団体と連携して取組んだ。 ①築上町スポーツ推進委員が、各種スポーツ振興を展開した。 ・スポーツ推進委員会及び内部組織である総務、研修、広報委員会を定期開催し、生涯スポーツの事業展開等を計画することができた。 ・スポーツ推進委員は体力測定判定員の資格を有しており、小学校にて実施される体力測定の測定支援を、築城・下城井小学校の2校にて実施し、小学校との連携強化や的確な測定を実施することができた。 ・各種団体からニュースポーツ指導要請を受け、複数のニュースポーツを提供、指したことにより、スポーツ実施へのきっかけを図ることができた。	B	B	○学校長、職員と協議の場を設け、内容を検討しつつ、スポーツ振興につながる企画を推進していただきたい。

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメン
		《課題・今後の対応》 ・成人向けのスポーツ振興は、充実しているが、学校向けが不足している。			
	2 各種スポーツ・大会等の取り組み	○スポーツの体験・実践の場の環境整備を図ることに努めた。 ①トップアスリートから直接指導を受ける少年スポーツ教室（本町出身大相撲力士：松鳳山関相撲教室）を開催したことにより、子どもたちへ夢を与える場や未経験者が国技である相撲を体験する場となった。 ②ライフステージに応じた教室・大会を開催したことにより、継続的なスポーツ実施へのきっかけづくりの場の提供ができた。 ・マリンスポーツ体験教室・海洋クラブ・水泳教室・親子水泳教室・スポーツフェスティバル（グラウンドゴルフ大会・パークゴルフ大会・競争遊戯）・少年スポーツ教室 等	A	A	
	3 スポーツ施設の整備	○スポーツ施設の改修を行うことで、施設利用者への安全性の確保及び利便性の向上を図った。 ①椎田体育館及び武道場の駐車台数が少なく、また、一部は土の駐車スペースであったことから、施設利用者が駐車する際、支障をきたしており、新たにアスファルト駐車場（約30台）を整備することで施設利用者の利便性の向上を図ることができた。 ②椎田グラウンドは照明設備が未設置であったことから常時使用しているサッカークラブ等の日没以降の使用ができない状況であったが、LED 照明4灯を新設したことにより、継続的なスポーツ活動を支援することができた。 ③サンスポーツランド浜の宮テニスコートの照明点灯装置は老朽化により、使用ができない状態となっており、ナイター使用時は配電機にて点灯させていたが、点灯装置2基を取替えることにより、施設利用者の利便性の向上を図ることができた。	A	A	

評価項目		点検・評価	自己評価	外部評価委員会	
				評価	評価委員コメント
	4 スポーツ団体の育成	○スポーツ活動実施団体に、活動共同取組や活動補助金を交付することで、継続的なスポーツ実施への支援を図ることに努めた。 ①総合型地域スポーツクラブ「NPO 法人しいだコミュニティ倶楽部」事業への共同開催や活動支援を行った。また、障がい者スポーツの取り組みに対しても支援を行い、誰もがスポーツを行う場作りができた。 ②各種スポーツ団体への活動補助金支援 ・築上町体育協会・築上町少年スポーツ振興協議会・築上町武道連盟・築上町ゲートボール協会 ・アグリロードレース実行委員会 ③築上町スポーツ激励交付金の交付 各種スポーツの九州大会・全国大会に出場する選手は、町民に対して夢と希望を与え、スポーツ活動への動機付けに大きな影響があると共に、本町のスポーツ振興に資することから、出場選手に激励交付金を交付した。	A	A	
(6) 人権尊重精神を育成する教育の推進に関すること	1 人権・同和教育の充実	○人権・同和教育への啓発及び支援を図ることに努めた。 ①同和問題啓発強調月間・人権週間での取組を人権課と共に行い、広く町民に啓発活動を実施することができた。 ②築上町人権「同和」教育研究会に運営補助金を交付することにより、人権・同和教育啓発活動等への支援を行うことができた。 《課題・今後の対応》 ・平成 28 年 4 月より「障害者差別解消法」が施行されている。障害者差別に関する啓発事業が必要である。 ・町民に対する啓発は人権課と共に取組は行っているが、行政職員を対象とした啓発が必要である。	B	B	

【総評】

○外部評価委員の評価として、内部評価が適正であることに同意します。C 評価については、超重点課題とし、平成 28 年度には内部評価が B または A となるよう取り組みをしていただきたい。

○「築上町教育行政方針」は毎年定められていますが、中長期的な基本方針と喫緊の課題解決等の施策などを反映した年度ごとの業務計画に分けることが望ましい。

○教育委員会としてどのような活動をおこなっているのか、年 13 回行っている協議内容の情報公開を可能であれば行っていただきたい。

○少子化により増加している空き教室については、地域コミュニティの多様な活動に対して開放したり、文化財の一時的な収蔵庫・展示場所としての活用等、新しい活用方法を検討し、有効に活用していただきたい。

○今後の校舎立て替え、校舎改築については、単にその時の児童生徒数だけで規模を考えるのか、統合や小中一貫校といった新しい発想を探っていくのか、検討していただきたい。

○児童生徒の悩みや、保護者が抱える子どもとの関係や発達障害への悩み等、学校だけでは対処しきれない問題に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが活躍していることは評価できる。しかし、その活動が町民に届いていない。児童生徒、家庭の人権に配慮しつつ、活動内容を何らかの形で公表することも必要なのではないかと考える。

○英語教育が大きく変わろうとしている。小学校 5・6 年生に教科として英語が導入され、小学校 3・4 年生は外国語活動として導入される。他市町村では、先取りの形で先行実施しているところもある。実際に、英語が世界標準として使用され、かつ高校入試、大学入試に必要な教科であることから、築上町として児童生徒の英語能力向上のための施策を検討すると共に、町独自の ALT 導入等の検討をしていただきたい。

○社会教育講座の開催事業については、受講者募集時に対象となる世代に応じて様々な手法を駆使して参加を促す対応をしていただきたい。対話できる SNS やチラシ配布等、どのような情報発信の在り方が最適なのかを今後検討、研究していただきたい。

○図書館の利用については、小さい頃から本に親しむことや、親が子に読み聞かせることは、幼児教育及び学校教育にも繋がっていくと考えられる。改めて今までに実施してきた事業について課内で議論し、費用対効果を明確にした上で、子どもが本に親しむ施策を検討していただきたい。すぐに影響、結果が出るものではないが、地道にかつ的確に進めていただきたい。

平成28年11月28日

外部評価委員会

会 長 白 川 修 三

委 員 大 村 正 雄

委 員 折 本 美佐子